2024/4/5

**経済秘密保護法案　ますます明らかになってきた危険な人権侵害の本質**

**法案の委員会採決を許さず、立憲野党は共同して闘え！**

　　　　　　　　　　　　　　　　　 海渡雄一　(秘密保護法対策弁護団)

**１　経済秘密保護法案　ここが問題だ！**

(1)監督措置を欠く日本の秘密保護法制

日弁連は、1月に有識者会議報告にもとづく意見書を、３月に提出された法案に基づく会長声明を公表し、政党への働きかけを強めてきました。

意見書のポイントは① 政府の違法な行為を秘密指定してはならないと法定すること/② 公共の利害にかかわる情報を公表した市民やジャーナリストが刑事責任を問われない保障/③ 適正な秘密指定がなされているかを政府から独立して監督できる制度/④ 秘密指定された情報が期間の経過によって公開される制度を求め、法案によって国民の知る権利とプライバシー権が侵害するとしています。

(2)法改正によらないで特定秘密保護法の適用範囲を拡大しようとしている

会長声明では法案内容を検討し、さらに次の諸点を指摘しています。

1. 秘密保護法では、経済安全保障に関連する情報を特定秘密とすることは明示されていないにもかかわらず、法案は、経済安全保障に関連した情報の中には、重要経済安保情報（ｺﾝﾌｨﾃﾞﾝｼｬﾙ）以外に、秘密保護法上の特定秘密に該当するもの（ﾄｯﾌﾟｼｰｸﾚｯﾄ、ｼｰｸﾚｯﾄ）があるという前提に立っています。秘密保護法を「改正」しないまま、「秘密保護法の運用基準」の見直し＝≪閣議決定≫により、秘密保護法上の特定秘密に、経済安全保障に関連した情報を新たに含めようとしているのです。
2. 漏洩等が処罰（最高５年の拘禁刑）の対象となる重要経済安保情報の範囲が法文上不明確であり、大川原化工機事件のような捜査権の濫用や企業の経済活動、研究活動の萎縮を招きかねません。
3. 衆参両院の情報監視審査会による監督や、国会への報告制度が適用されず、特定秘密の場合と比較しても、監督措置が脆弱です。
4. 適性評価は各行政機関が実施するが評価のための調査は、ほぼ一元的に内閣総理大臣が実施することになります。官民の技術者・研究者の膨大な個人情報が内閣総理大臣のもとに置かれる新たな情報機関に集中・蓄積され、プライバシーの侵害と監視社会の現実的な危険があります。
5. 適性評価は、犯罪・懲戒、精神疾患歴、飲酒の節度など機微な情報が調べられ、家族の情報も対象とされます。適性評価の実施に同意しなければ、当該研究開発等の最前線から外されたり、企業等の方針に反するものとして人事考課・給与査定等で不利益を受けたりする可能性が否定できません。

**２　法案による秘密指定の範囲は限定されていない**

秘密指定の対象となる情報は民間企業の保有する情報ではなく国の保有する情報だけと政府は説明しています。つまり、政府は、秘密指定の対象となるのは、政府が保有している情報であり、政府が保有するに至っていない情報を政府が一方的に秘密指定することは想定されないとしています。

しかし、有識者会議では、「政府が民間事業者等から提供を受けて保有するに至った政府保有情報の取扱いについては、秘密指定すること自体が妨げられるものではない」としており、「民間企業から政府に共有されて、なんらか付加価値がついたような場合には、対象となり得る。」といった考えも示されています。

そもそも、規制制度関連情報（審査等に係る検討・分析に関する情報）や、調査・分析・研究開発関連情報（産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報）などは、民間企業から政府に提供されることが前提となっており、提供され、政府が「保有」するに至ったら秘密指定の対象になり得るのです。政府の「保有」ということで絞りがかけられるとは言えないのです。

経済安全保障法そのものに経済安全保障の定義規定を欠いているため、重要経済安保情報の範囲が法改正や運用などによって恣意的に拡大されていく可能性があるのです。

政府は民間企業の保有する情報を直接秘密指定するわけではなく、恣意的に拡大されることはないと説明していますが、経済安全保障に基づいて、特定重要物質のサプライチェーンに関する情報、15分野の基幹インフラ企業のITシステム、AI、量子技術、宇宙開発などの先端技術分野の情報が国に集められたうえで秘密指定される仕組みとなっています。あらかじめ民間の情報を国に吸い上げる仕組みが経済安保法によって定められているのである。

　法案の国会審議の経過では、政府は、サプライチェーンの多様化、インフラ企業のIT審査に秘密指定の対象を絞り込んだと説明しています。しかし、これは軍民デュアルユース技術の開発を秘密指定対象と明記していた、１月にまとめられた有識者会議における最終報告と大きくかけ離れています。

軍民デュアルユース技術の開発は、法案２条４項の「重要経済基盤に関する革新的な技術」に含まれることは明らかです。政府もAI技術が秘密指定される可能性を否定していません(3.8参院予算委員会における高市大臣の答弁)。政府の説明は一貫していません。

**３　コンフィデンシャル級の秘密指定を定めた法案は欧米では廃止へ、周回遅れのアナクロ法案だ！**

３月28日の内閣委員会における、経済秘密保護法案に関する参考人質疑において、重要なことが明らかになりました。日弁連からは、斎藤裕副会長と三宅弘秘密保護法・共謀罪対策本部本部長代行のお二人も出席しました。

今回の経済秘密保護法案は重要経済安保関連情報であって漏洩によって著しい支障がある場合は特定秘密として扱い拘禁10年、支障がある場合には拘禁5年という二段階化し、秘密レベルを複層化する制度をとっています。

そして、欧米の制度と比較して、この著しい支障がある場合がトップシークレットとシークレット、支障がある場合がコンフィデンシャル級であると説明されてきました。

　ところが、衆院内閣委員会の参考人の意見公述において、日弁連の斎藤裕副会長は、コンフィデンシャル級の秘密指定は英仏で廃止され、2022年の情報保全監察局(ISOO)レポートにおける大統領あての提言において、confidentialという秘密レベルの廃止を提言していることを明らかにしました。

すなわち、この勧告は、「a. confidentialレベルの分類を廃止することで、サイバーセキュリティ領域に対する我々のアプローチや、最も親密な同盟国の多くが採用している2段階の分類システムと、分類レベルをより密接に整合させる」と述べているのです。政府提案の経済秘密保護法は英仏米の動向と整合せず、法案の根幹にかかわる問題点が明らかになったといえます。ISOOのレポートは以下からダウンロードできます(末尾に重要部分の翻訳)。

[https://www.archives.gov/.../isoo-2022-annual-report-to...](https://l.facebook.com/l.php?u=https%3A%2F%2Fwww.archives.gov%2Ffiles%2Fisoo%2Freports%2Fisoo-2022-annual-report-to-the-president.pdf%3Ffbclid%3DIwAR0QShSFI1FpTnaenhvf_3IVnFSd7nLhv7_onP-RvIIW2PJr_6kCww2gdHg_aem_AWDxLqHJkamL_9YEEr6ix4OjYzCqHWyogNHoNRXGyjnf7mrq4WgCI0b3gfqy22HfqnYs4vlql7AQlb3dclMdKDe1&h=AT2pBSv4rDhXWZoIICocAhvAh5ePW357SGAzm8WGGiltZ_ikIPKc8GgZLt68s7GUZXos_Sj6mlcjvWJa_IJ0CAYGt37MLrE3QsRcueHYbfQCzE_R-0Lt72AmEZZE6GlOpzsM&__tn__=-UK-R&c%5b0%5d=AT1xFD-jIUFxDePI8262B7if-v3ZdFKn16IljHqJz_bGekBJ8iWgABKt_Nsy4Z__6oANx2oG4sBfpAnfHrdKY4Jmbsn704M9MTiqMBtG8B5jZjldt3OMBf7MKYnLI58dvxYFnw3wRwbviLRvbyUdgykcVA)

　この指摘を受けて、共産党の塩川議員、れいわ新選組の大石議員から、斎藤委員の指摘を踏まえて、「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」の座長を務められた渡部俊也東京大学副学長は、政府の対応が英仏米の動向と整合しているかについて問われ、法制度の合理性について説明ができませんでした。

日本政府の策定した法案が、周回遅れの時代錯誤的なものであることが明らかになりました。法案の根本的な見直しが必須となったと言えます。広くこの事実を広めていただきたいと思います。野党の中にも、国会の関与を定める微修正だけで法案に賛成しようとする動きがあります。みなさんから、お知り合いの国会議員に、慎重に審議してほしいというお声掛けをお願いします。

**４　数十万人の民間技術者・大学研究者が内閣総理大臣のもとに置かれる新たな情報機関によって厳しい適性評価＝身元調査の対象とされる**

(１)内閣総理大臣が数十万人の身辺を調査

適性評価は、各行政機関が実施するが、評価のための調査においては、ほぼ一元的に内閣総理大臣が実施する仕組みとされました。適性評価の対象とされる者は、アメリカのクリアランス対象者が400万人とされることから推定すれば、すくなくとも数十万人にも及ぶと推定されます。

官民の技術者・研究者について、内閣総理大臣のもとに設けられた機関が、重要経済基盤毀損活動との関係で、評価対象者の家族、同居人の氏名、生年月日、 国籍、住所、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項、信用状態その他の経済的な状況に関する事項について調査を行うこととされています (12条)。

この法案により、内閣総理大臣のもとに設けられる新たな情報機関に適性評価対象者の膨大な個人情報が蓄積されることとなります。このような情報の集積と秘密化を可能とする仕組みは、デジタル監視法によってすべての情報を内閣総理大臣のもとに一元化した仕組みを前提としています。数十万人の身元調査ができる仕組みは、恣意的に運用されれば、全国民が調査可能であるというシステムが構築されたことを意味します。

(２)軍事とかかわりなかった研究者や技術者がある日突然適性評価の対象に

特定秘密保護法の適性評価は主に公務員が対象でしたが、本法案では広範な民間人が対象となることが想定されています。元から国家機密を扱うことが想定されている政府機関に就職した場合と異なり、中小企業も含め、一般の民間企業で働いていた、国家機密と縁のないはずであった人たちが突如、適性評価の対象とされうるのです。

例えば、もともと軍事研究とは何のかかわりもなかったAI技術や脳科学の研究者などが適性評価の対象とされる、主要なインフラ企業のIT技術者や、中国から輸入が難しくなった物資の輸入業務に関連する民間企業の従業員なども適性評価の対象とされる可能性があります。

本人だけでなく、その家族や同居人についても調査の対象となるため、そのプライバシー侵害はより深刻です。

(3)「同意」は強制され、適性評価の適正を担保する制度がない

さらに、適性評価の対象者は行政機関の長に苦情の申出をすることができる(法案一四条一項)とされています。行政機関の長はこの苦情を誠実に処理する(同条二項)とされるが、調査を実施する内閣総理大臣には何らの責務も規定されていません。

この仕組みによれば、内閣総理大臣のもとに設けられる新たな情報機関に適性評価対象者の膨大な個人情報が蓄積されることとなります。また、適性評価については、本人の同意を得て実施するとされていますが、同意しなければ、その者は当該研究開発の最前線から外されるのであり、同意しない自由はないに等しいのです。

適性評価の対象者は、行政機関の長に苦情の申出をすることができる(法案14条1項)とされています。行政機関の長はこの苦情を誠実に処理する(同条2項)とされていますが、調査を実施する内閣総理大臣には何らの責務も規定されていません。適性評価では膨大な量の機微な個人情報が集められますが、これを適切に監督する第三者機関は全くないのです。

**５　経済安保情報を秘密にする法制度は社会を安全保障＝軍事志向に変えてしまう**

この法律が制定されると、経済分野や研究開発分野など、広範な分野が秘密指定されます。これにより、政府に都合の悪い情報も隠蔽され、市民の知る権利が侵害され、民主主義の前提となる情報が得られないことになります。民主主義を歪めることにつながります。また、日本経済の国家統制が強化され、軍産学共同の軍事国家化が進むことになり、産業の自由な発展が阻害されるという問題もあります。科学者・技術者の軍事動員や、大学・研究機関の国家統制による創造的研究の衰退のおそれもあります。

私たちは、戦争への道を開き、人権保障に禍根を残すこの法案の成立に強く反対し、廃案に追い込んでいきたいと考えます。

<付録>勧告の該当部分を翻訳して掲載することとします。

「2023年度以降のISOO主要提言

1.2022年6月2日、国家安全保障会議（NSC）スタッフは、各省庁に対して次のような覚書を発表した。

この覚書は、行政府が機密情報を作成・管理する多くの方法を見直し、更新し、合理化することを目的としたものである。

この覚書は、行政府が機密情報および管理された非機密情報を作成、管理するためのさまざまな方法を見直し、更新し、合理化することを目的としている。

この覚書は、行政府が機密情報や非機密情報を作成・管理する多くの方法を見直し、合理化することを目的としている。国家安全保障にとって、この覚書は絶対に不可欠である。

この覚書の目標が達成されることは、われわれの国家安全保障にとって絶対に不可欠である。

2. この覚書の最も重要な改革の中心は、E.O. 13526である。

このE.O.13526は、行政府が国家安全保障情報をどのように分類・機密解除するかを規定するものである。

私は昨年、年次報告書でこの大統領令にいくつかの変更を勧告したが、今年の報告書でも同じ変更を勧告する。

これらには以下が含まれる：

**a. confidentialレベルの分類を廃止することで、サイバーセキュリティ領域に対する我々のアプローチや、最も親密な同盟国の多くが採用している2段階の分類システムと、分類レベルをより密接に整合させる**」